

ねんど れいわ ねんど ぎおうしょうがっこう
2025年度（令和7年度） 蔵王小学校
たの なかよ あんぜん がっこうせいかつ おく
楽しく、仲良く、安全に学校生活を送るために

しょうがっこうは、みんながたのしく、なかよく、あんぜんに生活をおくる場所です。ぎおうの子どもたちが、自分たちで生活やルールについて考え、判断し、よりよく生活し、まなべるひとになってほしいと願っています。

「がっこうせいかつ
『学校生活』

〇いじめは、ぜったいにしません。いやなことやこま困ったことは、せんせい かぞくなどにそうだん相談しましょう。

〇校内（ろうか、きょうしつ）で走るときげんです。あるいどう歩いて移動しましょう。

〇自分からすすんであいさつをしましょう。

〇怪我などがあっても、ひとにきづかれられないので、たてものうらものかげまわみえないばしょでは、あそばないようにしましょう。

例：こうしやうら ちゆうじやう たいいくかん たいいくそうご うら くだん ろうか・べらんダ

〇大きなけがにつながらないように、アスファルトやコンクリートの上ではあそばないようにしましょう。

〇欠席や遅刻の時は、8時20分までに、「すぐーる」などでがっこうにれんらくしてください。

〇事故があってはいけないので、登校後は、無断で学校の外には出ません。

〇放課後、忘れ物などを取りに来たときは、しよくいんしつせんせいにつたえてきょうしつへいきましょう。

ふくそう
『服装』

とうげこうじ、がっこうでは決められたふくそうをし、あんぜんに、あんしんしてがくしゅうができるようにしましょう。

ふくそうとう きじゆん つぎとお たいちよう きこう あ ちやうせつ
服装等の基準は、次の通りとします。体調、気候に合わせて調節してください。

※あんぜんめんをかんがえ、ぼうかんようにパーカーはちやくようしないようにしましょう。

がっこうせいかつ とうこうじ 学校生活・登校時の ふくそう 服装	こんいろ 紺色のイートン型の上着、白シャツ こんいろ くろいろ 紺色または黒色のズボン、スカート、キュロット こうしやう い ぼうし こんいろ 校章入りの帽子（紺色または白色） しろいろ 白色の運動靴 しろいろ 白色のシューズ（つま先に色がついていてもよい） たいちよう あ てふくる 体調に合わせて手袋、ネックウォーマー、タイツ、ベスト、カーディガン等をちやくよう （くろ・こん・しろなどかひでないもの）
たいいくとう かつどう おこな 体育等の活動を行 う時の服装	だいそう 体操シャツ（はんそで ながそで） ハーフパンツ、長ズボンジャージ あかしやうぼうし 赤白帽子（たれつきも可）
その他	ならだ がっこう はんばい 名札（学校で販売しています。1枚 130円）

『持ち物』

- 持ち物には、名前を書きましょう。
- 筆箱には、学習に必要な文房具を入れましょう。(鉛筆、赤鉛筆、消しゴム、ものさし等)
- 学校生活や学習に必要なものは、持ってきてません。
- タブレットは、タブレット活用ルールに従って正しく使いましょう。
- 携帯電話について

- ・GPS機能を使うことによって携帯電話を持ってくる場合、学校内では、カバンの中にしまってください。
- ・保護者の方から担任に、持たせることを連絡してください。
- ・登下校の時、ゲームやメールなどをしません。
- ・壊れた場合や紛失した場合、学校は補償できません。

『登下校』

- 午前8時を目安に登校しましょう。登校班は、一列になって安全に歩きましょう。

- 道路を歩くときには、白線の内側を通り、横に広がらないようにしましょう。

- 特に坂道を下るときには、走らないようにしましょう。

『地域での生活』

- 地域の中で社会のルールを守るとともに、色々な人と気持ちよく安全に生活するにはどうすればよい
か考えて行動しましょう。

- 校区外・有料の遊び場・プールへは、子どもだけで行かないようにしましょう。

- 友だち同士で、物やお金の貸し借りはしません。

- 自転車は、ヘルメットを着用し、学区内で安全に気をつけて乗りましょう。

- 遊びに行くときは、

- ・夏時間は(4月～9月)午後6時までに家に帰りましょう。

- ・冬時間は(10月～3月)午後5時までに家に帰りましょう。



～家庭や地域でもルールやマナーを守り、安心・安全に過ごしましょう。～

附則

- 1 この規程は2012年（平成24年）1月31日より実施する。
- 2 この規程は2017年（平成29年）4月1日一部改正する。
- 3 この規程は2019年（平成31年）4月1日一部改正する。
- 4 この規定は2020年（令和2年）4月1日一部改正する。
- 5 この規定は2023年（令和5年）4月1日一部改正する。
- 6 この規定は2024年（令和6年）4月1日一部改正する。
- 7 この規定は2025年（令和7年）4月1日一部改正する。